

東浦町地域防災計画（風水害等災害対策計画）案

新 旧 対 照 表

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 30 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
11	第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携 2 自主防災組織等との連携体制の推進 <u>いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、町及び県は、平時から自主防災組織、防災に関する N P O 及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野の N P O 等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u> (追加) 3 自主防災組織の活動 (略) (1) ～ (2) (略) (3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 町は、自主防災組織と消防団、学校、企業、防災ボランティア団体など防災関係機関との顔の見える密接な関係 (ネットワーク) の構築を推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練の実施など必要な支援を行うものとする。	第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携 2 自主防災組織等の環境整備 <u>町及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</u> 3 連携体制の確保 <u>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、町及び県は、平時から自主防災組織、防災に関する N P O 及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野の N P O 等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u> 4 自主防災組織の活動 (略) (1) ～ (2) (略) (3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 町は、自主防災組織が防災に関する N P O、消防団、学校、企業、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係 (ネットワーク) を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。	対策の追加 表記の整理 表記の整理
12	4 (略) 5 防災ボランティア団体等との連携 行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野において、迅速で、きめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター (以下「コーディネーター」という。) を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。 そのため町は、社会福祉協議会、日本赤十字社等のボランティア関係団	5 (略) 6 防災ボランティア団体等との連携 行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野において、迅速で、きめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター (以下「コーディネーター」という。) を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。 そのため町は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との	防災基本計画との整合

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 30 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
15	体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を推進するものとする。 第 2 章 水害予防対策 第 2 節 浸水想定区域における対策 (略) 1 (略) 2 町地域防災計画に定める事項	連携を図り、災害時に<u>おいて</u>ボランティアの<u>活動</u>が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 第 2 章 水害予防対策 第 2 節 浸水想定区域における対策 (略) 1 (略) 2 町地域防災計画に定める事項	
16	(3) 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項 3 (略) (追加)	(3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項 3 (略) 4 町長の指示等 町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、<u>正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u>	表記の整理 水防法の改正 (H29. 6)
	4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (1) 計画の策定等 町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。 ア 計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的な計画の作成 イ 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 ウ 自衛水防組織の設置 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ	5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の (1)、(2) をしなければならない、又は (3) のとおり努めなければならない。 (1) 計画の作成 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的な計画の作成及び町長への報告 (2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 (3) 自衛水防組織の設置 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ	水防法の改正 (H29. 6)

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 30 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由
17	つ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び町への報告 <u>（2）実施状況の確認等</u> <u>町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u> 第 4 節 農地防災対策 2 ため池等整備事業 町内には、農業用ため池が大小合わせて百数十箇所ある。 近年ため池は、降雨時における洪水調整機能を有する防災上、重要な施設となっているが老朽化の著しいものも多いため、平成 21 年 3 月に、改修を進めながら保全することを基本方針として策定された「東浦町ため池保全計画」に沿って整備改修を図る。 また、決壊した場合、<u>人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u>	迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び町への報告 (削除) 第 4 節 農地防災対策 2 ため池等整備事業 町内には、農業用ため池が大小合わせて百数十箇所ある。 近年ため池は、降雨時における洪水調整機能を有する防災上、重要な施設となっているが老朽化の著しいものも多いため、平成 21 年 3 月に、改修を進めながら保全することを基本方針として策定された「東浦町ため池保全計画」に沿って整備改修を図る。 また、<u>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u>	表記の整理 表記の整理
18	第 3 章 土砂災害等予防対策 基本方針 ○ 土砂災害等に係る区域の指定等により、土地利用の適正誘導を図るとともに、<u>避難警戒体制を整備する。</u> 第 2 節 土砂災害の防止 2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (略) (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 イ 東浦町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、<u>避難体制の充実・強化を図る。</u> (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地	第 3 章 土砂災害等予防対策 基本方針 ○ 土砂災害等に係る区域の指定等により、土地利用の適正誘導を図るとともに、<u>警戒避難体制を整備する。</u> 第 2 節 土砂災害の防止 2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (略) (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 イ 東浦町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、<u>警戒避難体制の充実・強化を図る。</u> (エ) 警戒区域内に、<u>要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）</u>であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該<u>要配慮者利用施設</u>を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの<u>当該要配慮者利用施設</u>の名称及び所在地	表記の整理 表記の整理

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 30 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由
20	第 5 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策 2 連絡体制の確立 施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。 (追加) (追加) 3 要配慮者支援対策については、本編第 11 章第 2 節「要配慮者支援対策」による。	第 5 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策 2 連絡体制の確立 <u>町は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。</u> 3 <u>施設管理者等に対する支援</u> <u>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</u> 4 <u>町長の指示等</u> <u>町長は、東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u> 5 <u>東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない。</u> <u>（１）計画の作成</u> <u>急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び町長への報告</u> <u>（２）訓練の実施</u> <u>急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</u> 第 9 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 第 3 節 情報の収集・連絡体制の整備 2 <u>通信手段の確保</u> <u>（１）通信施設の防災構造化等</u> <u>町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停</u>	表記の整理 土砂災害防止法の改正（H29. 6） 土砂災害防止法の改正（H29. 5） 土砂災害防止法の改正（H29. 6）
31	第 9 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 第 3 節 情報の収集・連絡体制の整備 2 通信施設・設備等 （１）通信施設の防災構造化等 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、町、県、関係	第 9 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 第 3 節 情報の収集・連絡体制の整備 2 通信手段の確保 （１）通信施設の防災構造化等 町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停	防災基本計画との整合

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 30 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由
	<u>機関相互の情報連絡網の整備を図るとともに、無線設備の整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</u> (2) (略) (3) <u>防災情報システムの整備</u> <u>町、県及び関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</u> <u>また、町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u> 第 10 章 避難行動の促進対策 第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	<u>電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</u> (2) (略) (3) <u>ヘリコプターテレビ電送システムの整備</u> <u>被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。</u>	対策の追加
37	1 マニュアルの作成 町は、<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (3) 「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること	1 マニュアルの作成 町は、<u>避難指示（緊急）等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (3) 「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること	表記の整理 名称の変更
38	2 判断基準の設定に係る助言 判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。 3 事前準備 町は、<u>避難勧告等を発令する際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に</u>、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	2 判断基準の設定等に係る助言 判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。 3 事前準備 町は、<u>避難勧告等を発令しようとする場合において</u>、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	表記の整理 表記の整理

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 30 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由
40	また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 第 5 節 避難に関する意識啓発 3 その他 （2）町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。	また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 第 5 節 避難に関する意識啓発 3 その他 （2）町は、<u>指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</u><u>また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u>	愛知県避難誘導標識等設置指針の改定
42	第 11 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第 1 節 避難所の指定・整備 4 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、簡易トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 また、緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から避難所等に備え付け、<u>即座に</u>利用できるよう整備に努めるものとする。 （1）情報受発信手段の整備 防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等	第 11 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第 1 節 避難所の指定・整備 4 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、簡易トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 （1）情報受発信手段の整備 防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、<u>ホワイトボード等</u>	厚生労働省「避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について」に基づき修正
43	第 2 節 要配慮者支援対策 3 避難行動要支援者対策 町は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。	第 2 節 要配慮者支援対策 3 避難行動要支援者対策 町は、<u>要配慮者のうち</u>災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。 <u>5 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</u>	表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 30 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
45	<u>5 浸水想定区域内の施設等の公表</u> 町は、浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名及び所在地について地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。 <u>6 洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u> 町は、地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、施設管理者への洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。 (追加)	<u>(1) 浸水想定区域内等の施設等の公表</u> 町は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について東浦町地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。 <u>(2) 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u> 町は、東浦町地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。 <u>(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</u> <u>ア 計画の作成等</u> 東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。 <u>イ 施設管理者等に対する防災知識の普及</u> 町は、東浦町地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。 <u>ウ 施設管理者等に対する支援</u> 町及び県の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。 <u>エ 町長の指示等</u> 町長は、東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合におけ	土砂災害防止法の改正 (H29. 6) 土砂災害防止法の改正 (H29. 6) 水防法及び土砂災害防止法の改正 (H29. 6) 対策の追加 対策の追加 水防法及び土砂災害防止法の改正 (H29. 6)

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 30 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
51	第 13 章 防災訓練及び防災意識の向上 第 2 節 防災のための意識啓発・広報 1 防災意識の啓発 (5) 警報等や避難指示等の意味と内容	る当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。 第 13 章 防災訓練及び防災意識の向上 第 2 節 防災のための意識啓発・広報 1 防災意識の啓発 (5) 警報等や避難指示(緊急)等の意味と内容	表記の整理
52	第 3 節 防災のための教育 1 学校・保育園等における防災教育 (2) 防災上必要な教育の実施 イ 関係職員の専門的知識の<u>かん養</u>及び技能の向上 関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会、研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の<u>かん養</u>及び技能の向上を図る。	第 3 節 防災のための教育 1 学校・保育園等における防災教育 (2) 防災上必要な教育の実施 イ 関係職員の専門的知識の<u>涵(かん)養</u>及び技能の向上 関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会、研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の<u>涵(かん)養</u>及び技能の向上を図る。	表記の整理
54	第 14 章 防災に関する調査研究の推進 2 調査研究結果の活用 (2) 地籍調査 町は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	第 14 章 防災に関する調査研究の推進 2 調査研究結果の活用 (2) 地籍調査 町は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を<u>世界測地系による数値情報により</u>正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	表記の整理
66	第 3 編 災害応急対策 第 2 章 避難行動 基本方針 ○ 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。 第 1 節 気象警報等の伝達 2 気象予報警報等 (2) 通報に対する措置 [町が予警報等を受けたときの住民、その他関係機関への伝達経路]	第 3 編 災害応急対策 第 2 章 避難行動 基本方針 ○ 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに<u>土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。</u> 第 1 節 気象警報等の伝達 2 気象予報警報等 (2) 通報に対する措置 [町が予警報等を受けたときの住民、その他関係機関への伝達経路]	土砂災害防止法の改正 (H29. 6)

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 30 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
	支部長 (区長) ——— 防災班又は組長 ——— 住民	支部長 (区長) — <u>自主防災会</u> 防災班又は組長 — 住民	伝達経路の追加
72	3 気象予報警報等	3 気象予報警報等	
76	(5) 土砂災害警戒情報の伝達系統 ア 大規模な土砂災害 (河道閉塞による土石流、湛水など) イ 大規模な土砂災害 (地すべり) 第2節 避難の勧告・指示 1 実施責任者 (1) 町長 (すべての災害の場合) ア 避難勧告・避難指示 (緊急) 町長は、気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示 (緊急) を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。 避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。 また、<u>避難勧告及び避難指示 (緊急) を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</u>	(5) 土砂災害緊急情報 ア 大規模な土砂災害 (河道閉塞による土石流、湛水など) イ 大規模な土砂災害 (地すべり) 第2節 避難の勧告・指示 1 実施責任者 (1) 町長 (すべての災害の場合) ア 避難勧告・避難指示 (緊急) 町長は、気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示 (緊急) を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。 避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。 また、<u>夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等を発令する。</u>	表記の整理 表記の整理
77	イ 避難準備・高齢者等避難開始 一般住民に対して避難準備 (<u>家屋被害に対する事前対策や避難場所</u>で滞在するための衣類や食料品等の準備) を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて<u>指定緊急避難場所</u>を開設する。 ウ 屋内安全確保 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。	イ 避難準備・高齢者等避難開始 一般住民に対して避難準備 (<u>避難所</u>で滞在するための衣類や食料品等の準備) を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて<u>避難場所</u>を開設する。 ウ 屋内安全確保 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。<u>ただし、土砂災害については、避難場所に立退き避難することが原則となる。</u>	表記の整理 表記の整理

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 30 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由
80	第 3 節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 （2）避難行動要支援者の避難支援 ア 避難のための情報伝達 <u>要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者</u> に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあるはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。	第 3 節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 （2）避難行動要支援者の避難支援 ア 避難のための情報伝達 避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあるはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。	表記の整理
95	第 4 章 応援協力・派遣要請 第 1 節 応援協力 （略） 1 ～ 2 （略） （追加）	第 4 章 応援協力・派遣要請 第 1 節 応援協力 （略） 1 ～ 2 （略） 3 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援 <u>町長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。</u>	表記の整理
100	<u>3 ～ 4</u> （略） 第 4 節 ボランティアの受入 （略） 1 ～ 2 （略） （追加）	<u>4 ～ 5</u> （略） 第 4 節 ボランティアの受入 （略） 1 ～ 2 （略） 3 ボランティア団体等との連携 <u>町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしている N P O 等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</u>	対策の追加
101	<u>3</u> （略） 第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第 2 節 防疫・保健衛生	<u>4</u> （略） 第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第 2 節 防疫・保健衛生	
107	1 防疫	1 防疫	
108	（5） <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u> による生活の用に供される水の供給 5 健康管理 町は、「東浦町災害時地域保健活動マニュアル」に沿って、必要に応じ、	（5） <u>感染症法</u> による生活の用に供される水の供給 5 健康管理 町は、「東浦町災害時地域保健活動マニュアル」に沿って、必要に応じ、	表記の整理 愛知県災害時

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 30 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由
117	避難所等に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、半田保健所と協力して、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。 特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を<u>するとともに</u>、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。 また、心的外傷後ストレス障害、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する他、半田保健所との協力により、臨機に精神科救護所を設置するなど心の健康相談を行う。 第 8 章 水害防除対策 第 1 節 水防 2 水防活動 （１）～（６）（略） （追加） （追加）	避難所等に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、半田保健所と協力して、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。 特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を<u>行い</u>、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。 また、心的外傷後ストレス障害、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する他、半田保健所との協力により、臨機に精神科救護所を設置するなど心の健康相談を行う。 第 8 章 水害防除対策 第 1 節 水防 2 水防活動 （１）～（６）（略） <u>（７）緊急通行</u> 消防団（水防団）等並びに町から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、町はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。 <u>（８）公用負担</u> 消防団（水防団）長等並びに町から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、町は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。	保健師活動マニュアルとの整合 水防法の改正 (H29. 6) 水防法の改正 (H29. 6)
135	第 13 章 ライフライン施設の応急対策 第 5 節 通信施設の応急措置 無線通信施設に障害を生じた場合、町は認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。 なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にする<u>から</u>、速やかに各機関は、応急措置をとる。	第 13 章 ライフライン施設の応急対策 第 5 節 通信施設の応急措置 無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。 なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にする<u>ため</u>、速やかに各機関は、応急措置をとる。	表記の整理
141	第 15 章 航空災害対策 2 情報の伝達系統 （１）民間航空機の場合	第 15 章 航空災害対策 2 情報の伝達系統 （１）民間航空機の場合	名称の変更

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 30 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
151	表中 愛知県<u>地域振興部航空対策課</u> 愛知県健康福祉部<u>医務国民課</u> (2) 自衛隊機の場合 表中 愛知県<u>地域振興部航空対策課</u> 愛知県健康福祉部<u>医務国民課</u> 第 20 章 林野火災対策 1 実施内容 (10) 県及び<u>中部森林管理局名古屋分局</u>に対する林野火災対策用資機材の確保要請 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び<u>中部森林管理局名古屋分局</u>へその確保の応援を要求する。	表中 愛知県振興部航空対策課 愛知県健康福祉部<u>保健医療局医務課</u> (2) 自衛隊機の場合 表中 愛知県振興部航空対策課 愛知県健康福祉部<u>保健医療局医務課</u> 第 20 章 林野火災対策 1 実施内容 (10) 県及び<u>中部森林管理局名古屋事務所</u>に対する林野火災対策用資機材の確保要請 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び<u>中部森林管理局名古屋事務所</u>へその確保の応援を要求する。	名称の変更 名称の変更
156	第 21 章 住宅対策 第 7 節 障害物の除去 3 災害救助法の適用 災害救助法の適用基準については本編第 5 章第 1 節「救出・救助活動」による。	第 21 章 住宅対策 第 7 節 障害物の除去 3 災害救助法の適用 <u>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u> <u>また、災害救助法の適用基準については本編第 5 章第 1 節「救出・救助活動」による。</u>	表記の整理
167	第 4 編 災害復旧・復興 第 3 章 災害廃棄物処理対策 基本方針 ○ 東浦町災害廃棄物処理計画 (<u>平成 25 年 2 月</u>) に定めるところにより、被災地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処分して環境衛生の保全を図るものとする。	第 4 編 災害復旧・復興 第 3 章 災害廃棄物処理対策 基本方針 ○ 東浦町災害廃棄物処理計画 (<u>平成 30 年 8 月</u>) に定めるところにより、被災地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処分して環境衛生の保全を図るものとする。	東浦町災害廃棄物処理計画の改正 (H30.8)
169	第 4 章 被災者等の生活再建等の支援 第 2 節 被災者への経済的支援等 (追加) <u>1</u> 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付町は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。	第 4 章 被災者等の生活再建等の支援 第 2 節 被災者への経済的支援等 1 被災者生活再建支援金の支給 <u>(1)</u> 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 町は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送	対策の追加

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 30 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由
	（追加）	付する。 （2）町は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、 <u>被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、町は当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する。</u>	